



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もしかっち

消費生活サポーターだより

No. 8

発行 平成30年3月

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせしますので、ぜひ活用していただきますようお願いします。

気温の変化の激しい時期です。体調管理には、十分にご留意ください。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## **1 送付資料(啓発資料)から**

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第302号~303号」

「子どもサポート情報 第125号~126号」

◎長野県発行資料

「くらしまる得情報 春号」、「メールマガジン3月号」

## **2 情報掲示板(お知らせ)**

◎29年度の活動報告書の提出をお願いします。

◎消費生活サポーター設置要領の改正を行いました。

◎県からの活動支援にあたりアンケートを実施します。

◎30年度に新たにスタートする事業について

## **3 活動紹介(こんな活動が行われています!)**

訓練型特殊詐欺対応講座に、参加いただき、お手伝いをいただきました。

## **4 知っておきたい参考情報**

「適格消費者団体」についてのご紹介

## **1 送付資料(啓発資料)から** 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第302号」「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入だった!?

「見守り新鮮情報 第303号」相続税対策のつもりが元本割れ銀行窓口での保険契約

「子どもサポート情報 第125号」 お風呂では子どもから目を離さないで!

「子どもサポート情報 第126号」 安易に投稿しないネットとの賢い付き合い方  
方を考えよう

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎29年度の活動報告書の提出をお願いします。

今年度の活動について、報告書の様式を送付しますので、4月末までに、全員の方の提出をお願いします。県主催のセミナー等の出席については、まとめて一覧表にさせていただき、お知らせいただくようお願いします。記載例を参考に、ご家族や地域、職場における身近な方への声かけなどの活動も記載していただくようお願いします

◎消費生活サポーター設置要領の改正を行いました。

30年度からスタートする「第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画」における計画の内容や、皆様から寄せていただいた活動への御意見・御要望を踏まえ、設置要領の一部改正を行うこととしました。皆様の活動の支援につながるよう取り組んでまいりますので、引続き御理解・御協力をお願いします。あわせて、様式の変更も行いましたので、「改正後の設置要領の新旧対照表」、「改正後の様式」を送付しますので、御確認をお願いします。

◎県からの活動支援にあたりアンケートを実施します。

より活発に充実した活動を行っていただけますよう消費生活サポーターの皆様への30年度における活動支援について、検討を行っております。県が予定している活動支援内容についてアンケートを実施しますので、皆様の御協力をお願いします。

◎30年度に新たにスタートする事業について

### ☆消費者大学事業

従来から行ってきました「くらしのセミナー」は、多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、より幅広い知識を自ら学び、自主的に地域・職域で行動できる「自立した消費者」の育成をめざし、新たに消費者大学として実施します。連続した6講座を県内2会場で開催し、開催時期は、9月～11月の土・日曜日を予定しています。

詳細が確定次第、お知らせしていきますので、よろしくをお願いします。

消費生活サポーターの登録については、消費者大学のうち指定した講座を受講された方に登録を呼びかけるかたちに変更します。

### ☆長野県版エシカル消費推進事業

「人」「社会」「地域」「環境」に配慮した消費行動を促し、持続可能な社会の実現、地域活性化等の社会的課題の解決を目指す「エシカル消費」に加え、長寿県である長野県の独自性として、「健康」にも配慮する「長野県版エシカル消費」を推進することとし、啓発事業を進めていきます。



### 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

県では、特殊詐欺被害に遭わないための訓練型出前講座を実施しています。

講座の内容は、「講座の参加者に、犯人役の職員からの電話に出てもらい、特殊詐欺の手口を体験するとともに、対処方法を訓練してもらう」というものです。

防犯担当の職員が県下各地での講座に対応しています。

その講座に、お近くのサポーターの皆さんにも一緒に参加していただき、特殊詐欺の犯人からの電話を受けていただく「だまされ役」をお願いしています。

昨年の秋以降、次の講座に参加いただきました。御協力いただきましたサポーターの皆様本当にありがとうございました。

| 開催日時   | 開催場所 | 依頼があった団体      |
|--------|------|---------------|
| 12月12日 | 大町市  | 高齢者学級「高砂大学」   |
| 1月17日  | 大町市  | 大町市老人クラブ      |
| 2月14日  | 伊那市  | 伊那公民館高齢者教室    |
| 3月6日   | 信濃町  | 信濃町社会福祉協議会    |
| 3月14日  | 泰阜村  | 泰阜村教育委員会高齢者集会 |

当日参加いただいたサポーターの皆様には、サポーターとしての活動の様子もお話いただきました。

今後も県下各地で出前講座を実施していきますので、お近くで開催する際には、御協力をお願いしていく予定です。

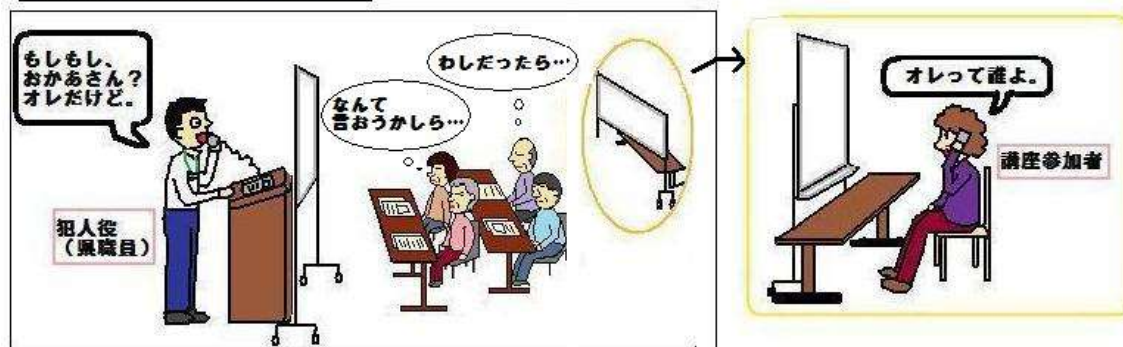
出前講座は、おおむね20名以上の方が集まれば、開催が可能です。

所属されている団体、グループでの出前講座もぜひご検討ください。

今までの出前講座の開催の様や講座の申込方法等については、こちらをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/documents/h29nagare.pdf>

#### 電話対応訓練の様子



## 4 知っておきたい参考情報



今月は、「適格消費者団体」についてご紹介します。

全国において、現在、17の団体が適格消費者団体として認定されています。

内閣総理大臣に認定された消費者団体である「適格消費者団体」は、不特定多数の消費者に代わって、事業者に対して、裁判によって不当な行為の差止めを請求することができます。(消費者団体訴訟制度における差止請求)

また、特定適格消費者団体は、被害回復を行うこともできます。

特定適格消費者団体は全国においても現在2団体のみで、被害回復の訴訟提起の事例はありません。

消費者契約法第2条第4項に基づく適格消費者団体として認定されるための要件は、下記のとおりとなっており、認定条件は厳しくなっています。

- ・ 特定非営利活動法人又は一般社団法人もしくは一般財団法人であること
- ・ 不特定多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を主たる目的として、その活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
- ・ 組織体制や業務規程を適切に整備していること
- ・ 消費生活及び法律の専門家を確保していること
- ・ 経理的基盤や理事会、体制を有すること

長野県内においても、適格消費者団体となることをめざして活動している団体として、

**特定非営利活動法人ながの消費者支援ネットワークがあり、次のような活動を行っています。**

- ・ 不当な取引行為に対する是正申入れ
- ・ シンポジウムや学習会の企画
- ・ 消費者被害相談会、消費者110番の実施 など

詳しくは、こちらをご覧ください。<http://nagano-consumers-ne.com>

**長野県も県内における適格消費者団体の認定に向け、支援を行っています。**

長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉  
電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771  
電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

